

高知県へき地医療支援機構設置要綱

(目的)

第1条 高知県における広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療に係る各種事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として、「高知県へき地医療 支援機構（以下「支援機構」という。）」を設置する。

(設置場所)

第2条 支援機構は、健康政策部医療政策・医師確保課に置く。

(支援機構の事業)

第3条 支援機構は、高知県へき地医療支援計画を策定し、次に掲げる事業を実施する。

（1）へき地医療支援事業の総合的な企画・調整に関すること。

（2）へき地診療所等からの依頼に基づく、へき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）による医師派遣等の調整及び要請に関すること。

（3）拠点病院による無医地区巡回診療の実施に係る調整に関すること。

（4）へき地医療従事者に対する研修計画と研修プログラムの作成に関すること。

（5）へき地医療情報システムのデータ登録、更新及び管理に関すること。

（6）へき地医療拠点病院群によるへき地医療支援活動の評価に関すること。

（7）その他、へき地医療支援に関すること。

(運営基準)

第4条 支援機構を運営し、前条に掲げる事業の実施に関する協議、検討を行うため、「高知県へき地医療支援会議（以下「会議」という。）」を設置する。

- 2 会議の設置運営については別に定める。
- 3 前条に掲げる各種事業を実施するため、支援機構に原則としてべき地での勤務経験を有する医師を専任担当官として置く。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。